

旭川医科大学初期臨床研修医に対する奨学金支給に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める。

(令和6年9月18日学長裁定)

旭川医科大学初期臨床研修医に対する奨学金支給に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学初期臨床研修医に対する奨学金支給に関する申合せ（平成24年3月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>第2 要項第5第1項の規定により初期臨床研修奨学金の受給を希望する者は、受給を開始しようとする月の前月10日までに、初期臨床研修奨学金申請書（別記紙様式第1）を、<u>経営企画課</u>に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 記</u></p> <p><u>この申合せは、令和6年9月18日から実施し、令和6年8月1日から適用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>【改正理由】</p> <p>令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>第2 要項第5第1項の規定により初期臨床研修奨学金の受給を希望する者は、受給を開始しようとする月の前月10日までに、初期臨床研修奨学金申請書（別記紙様式第1）を、<u>総務課</u>に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>